

## 春学期第1問

Aは、Bと結婚して平成27年10月17日にCを出産したが、Bとの結婚生活は破綻し、Cを連れて実家に戻ったが、Aは同年8月頃から働き出した勤務先で、甲と知り合い、同年11月頃から甲と交際を始め、平成28年6月22日頃からA、C、甲の共同生活が始まった。

共同生活を始めて数か月のうちは、Aと甲との円満な関係のもと、Aは甲の親身な協力も得てCの世話をしていた。すなわち、Aの不在時にも、甲はCにミルクを与え、一緒に遊び、風呂に入れ、寝かしつけるなど親身に育児をしており、Cも甲に懐いていた。Cは体格や体調に特に異常なく、順調に发育していた。

ところが、甲は同年11月頃からCを疎んじる態度を示すようになった。Aは、甲がCを邪魔に思っていると感じ甲に嫌われたくない一心から、甲に対し、「Aの面倒は私が全部見るから、もう見なくていいよ」と告げたところ、甲はこれに同意し、Cの育児をすることもなくなった。

Aは平成29年4月5日から4日間ほど、出張のためCを残し、甲宅を離れることになった。Aがいない間、甲はCに食事や水分を与えなければ数日でCが死亡するかもしれないと思ったが、育児への意欲を完全に失っていたことからCが死亡してしまっても構わないと考え、Aが同日午前6時に授乳したのを最後に、甲は甲宅にいたのにもかかわらず、Cに対して食事や水分を一切与えなかった。

同年4月8日午前5時頃、Cがぐったりして動かなくなったことに気づいた甲は、ふと我に帰り、急いで自動車を運転してCを病院に連れていったが、同日午前8時2分、脱水による多臓器不全によりCは死亡した。

一般的に、乳児に対して授乳や水分補給を一切しなくなった場合、その時点から、約24時間を超えると脱水症状等により生命の危険が発生し、約48時間後までは授乳等を再開すれば快復するものの授乳等を再開しなければ生命の危険が次第に高まり、約48時間を超えると病院で適切な治療を受けさせない限り救命することが不可能となり、約72時間を超えると病院で適切な治療を受けさせても救命することが不可能になるとされている。

甲の罪責について論ぜよ。

参考判例：さいたま地判平成18年5月10日裁判所HP参照(平17(わ)209号)  
大阪地判平成18年3月28日裁判所HP参照(平17(わ)6550号)